

(平成30年3月29日)

(令和6年2月16日改訂)

(令和7年4月1日改訂)

(令和7年7月22日改訂)

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、北海道苫小牧南高等学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方向

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめが、いじめを受けた等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し基本理念を定め、全ての生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら健やかに成長でき、安心して学習その他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」を推進する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの内容（具体的ないじめの態様）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ア いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- イ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺の暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめが行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

エ いじめの衝動を発生させる原因として、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

オ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消は「いじめ防止対策委員会」が判断する。

2 学校、家庭（保護者）の責務及び地域の役割

(1) 学校の責務

ア 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

イ 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。

ウ 学校は、生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全て

の生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。

エ 学校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

オ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

カ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

キ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

ク 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

ケ 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(2) 教職員の責務

ア 教職員は、生徒理解を深めるとともに、生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

イ 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

ウ 教職員は、「いじめ防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。

エ 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしない。

オ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

(3) 保護者の責務

ア 保護者は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。

イ 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努

める。

ウ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び生徒の発達の段階に応じ、その保護する生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

オ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。

カ 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。

キ 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応する。

ク 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

(4) 地域の役割

ア 道民及び事業者は、日頃から、生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。

イ 道民及び事業者は、生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。

ウ 道民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。

エ 道民及び事業者は、生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。

オ 道民及び事業者は、生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、生徒の抱える問題の解消に努める。

カ 道民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。

キ 道民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

3 本校が実施する方策

(1) 北海道苫小牧南高等学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方

針について、「国の基本方針や道の基本方針」を参考に策定する。

ア 本校の基本方針は、年度始めに生徒、保護者等に周知する。

イ 本校の基本方針の取組状況を点検し、不断の見直しを行う。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 本校は、「学校いじめ対策組織」として次の事項を踏まえ、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

イ 校長を委員長とし、教頭・生徒支援部長・特別支援コーディネーター・年次主任・養護教諭を委員とする。必要に応じて学級担任、教科担当、部活動顧問、保護者、地域関係者等を参集する。

ウ 必要に応じて、PTA会長、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察関係者、関係者等の外部専門家の参加を得る。

エ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒、地域住民などの参画を得て進める。

オ いじめの校内での相談窓口は、生徒支援部長、養護教諭、教頭とする。

カ いじめの疑いに関する情報収集と記録、集約は生徒支援部長とする。

キ 管理職は、教職員がいじめに係る情報を抱え込み、「いじめ防止対策委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを周知徹底する。

ク 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断及び解消の判断は本委員会が行う。

ケ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、また是对応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制とする。

コ いじめが解消に至るまでの対処プランは本委員会で策定する。

(3) 役割

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

オ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割。

カ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

キ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割。

ク 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。

ケ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）。

コ 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される

取組を行う役割。

サ 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割。

(4) いじめの未然防止

ア 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。

イ 生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通して個と集団への働きかけを行う。

ウ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。

エ 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

オ 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。

カ 生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。

ク 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。

ケ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道德教育の充実を図る。

コ 生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

サ 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

シ 生徒が自主的に行う学級会や生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

ス 学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

セ 「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ソ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(5) いじめの早期発見

ア いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

イ いじめの調査等いじめまたはいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒や教員に対して定期的な調査を次のとおり行う。

(ア) いじめアンケート調査（年3回）

第1回5月、第2回10月、第3回1月

(イ) 個人面談（教育相談）（随時）

(ウ) 保護者懇談（随時）

ウ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

エ アンケート調査や個人面談における生徒のＳＯＳの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

オ アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

(6) いじめの疑いに対する事案対処の在り方

ア 「いじめの疑い」を発見した教員は、直ちにその態様を止めさせる。

イ 「いじめの疑い」の事実、生徒支援部長、ホームルーム担任、「いじめ防止対策委員会」に必ず報告する。

ウ 「いじめの疑い」の対応に当たっては、被害生徒や通報生徒の安心・安全の確保を最優先とする。「いじめの疑い」の情報は、被害生徒や通報生徒以外の第三者から入手したものとして扱う。

エ 「いじめの疑い」の報告を受けた「いじめ防止対策委員会」は、まず被害生徒から状況を詳細に聴く。内容、行われた日時、場所、関係生徒の氏名と役割など、「いじめ」の構造を明らかにする。

オ 構造が生徒の事実確認で確定されたならば、「いじめ防止対策委員会」を開催し、「いじめ」の有無を判断する。その後、職員会議を経て、指導内容を決定する。

カ 「いじめ」の加害生徒及び保護者には、「学校はどんないじめも絶対に許さない」ことを厳しく伝えとともに、被害生徒に謝罪することや二度と「いじめ」をしないことを指導する。

キ 被害生徒と保護者には、被害生徒に対してスクールカウンセラーによるカウンセリング等で、支援を継続させる。

ク 「いじめ」の第三者の立場にあった生徒にも、その行動内容に応じた適切な指導を必ず行う。また、必要な場合には全校生徒に周知して、再発防止の指導を行う。

(7) 教育相談体制

生徒支援部、サポート委員会において、次のとおり教育相談を実施する。

ア 教育相談（随時）の実施。

イ 特別な配慮を必要とする生徒のケース会議等の実施。

ウ スクールカウンセラーによる定期カウンセリングの実施。

エ 各種アンケート調査を踏まえた個別面談の実施など。

(8) 生徒指導体制

生徒支援部において、次のとおり生徒指導を計画的に実施する。

ア 生徒の課題や発達の段階を踏まえ、講話・教室等の実施。

イ 情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」の実施。

ウ 各種問題の未然防止と問題対処にあたり教職員との綿密な連携を図る。

(9) 校内研修

いじめに関する教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。

ア 「いじめの理解」「学校いじめ防止基本方針の理解」に関する研修。

イ いじめ防止等のための対策やいじめの事案対処に関する研修。

ウ スクールカウンセラーや警察等と連携した研修。

(10)点検見直し

いじめの問題に関する学校評価は、生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえ点検・見直しに取り組む。

ア 学校自己評価アンケートの実施。

イ 学校関係者評価アンケートの実施。

ウ 生徒による授業アンケートの実施。

4 いじめ重大事態への対処

発見された「いじめ」の内容の程度、重大性、緊急性、波及性などを考慮し「重大事態」と判断した場合は北海道教育委員会に早急に報告する。

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条の規定）

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

- ・年間30日を目安とするが、連続して欠席しているような場合には、迅速に対応する。

(2) 重大事態の対処

ア 重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。

イ 北海道教育委員会と協議の上、当該事態に対処する方針を決定する。

ウ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

5 いじめ対応の流れ

